葛飾区ホームページ http://www.city.katsushika.lg.jp

# チャレンジしませんか 介護のしごと

4日間の研修で生活支援サービスの基本を学び、介護サービス事 業所で働くことをめざします。

研修を修了した方は「生活介護員」の資格が取得でき、生活支援サ ービス(訪問型・通所型サービス)を提供する事業所で働くことが できる他、東京都が行う研修を受講する際に、研修時間の一部が 免除される場合があります。また、修了後にフォローアップ研修 も実施します。

【日時】 9月29日(火)~10月2日(金)

午前9時~午後5時

【会場】 新小岩北地区センター(東新小岩6‐21‐1)

【対象】 18歳以上で、介護サービス事業所への就業を希望・検討 している方、または通所型住民主体サービスを運営している方(予 定を含む)20人程度

#### 【研修内容】

Katsushika

- ▶介護に関する基礎知識
- ▶介護の基本
- ▶介護における安全確保
- ▶認知症・障害の理解
- ▶葛飾区の総合事業

▶介護におけるコミュニケーション

【申込期間】 9月7日(月)~18日(金)

## 【申込方法】

電話かファクス(住所・氏名・生年月日・電話番号(ファクス 番号)を記入)で(多数抽選)。

【申し込み】 (一社)葛飾区介護サービス事業者協働組合

☎03 - 5654 - 9517(午前10時~午後4時/土・日曜日、祝日を除く)

FAXO3 - 5654 - 9518(申込最終日のみ午後4時で受付終了)

【担当課】 高齢者支援課 ☎03‐5654‐8598

# かつしかファミリー・サポート・センタ-サポート会員募集中 ~子どもが好きな方にぴったりの

地域支え合い活動です~

【担当課】 育成課

保育園、学童への送迎や子どもの預かりなどを行うサポート会員(有 償ボランティア)を募集しています。地域の子育てサポートに力を 貸していただける方は、登録をお願いします。

### ファミリー・サポート・センターとは

子育て援助活動を行う会員制の育児支援ネットワークです。現 在区内では、約200人の方がサポート会員として登録しています。

【対象】 区内在住20歳以上で、子育て経験があるまたは保育士など の資格を有する方

【活動時間】 午前7時~午後10時の中で活動可能な時間

【報酬】 子ども1人当たり1時間800円(1時間経過後は、30分400円) 【登録方法】 電話で事前予約の上、ウェルピアかつしか(堀切3-34-1)へお越しください。

サポート会員は、登録後、活動に必要な 研修(右表のうちいずれかの回)を受けてい ただきます。

【事前予約・問い合わせ】

かつしかファミリー・サポート・

**2**03 - 5698 - 4151

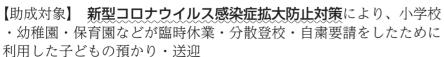


日時			会場
1	10/7(水)	午前9時30分~正午、 午後1時30分~3時30分	ウィメンズパル (立石5 - 27 - 1)
	10/8休)	午前9時30分~正午、 午後1~4時	
	12/9(水)	午前9時30分~正午、 午後1時30分~3時30分	
2	12/10休	午前9時30分~正午、 午後1~4時	
3	令和3年 3/10伙	午前9時30分~正午、 午後1時30分~3時30分	ウェルピアかつしか (堀切3 - 34 - 1)
	令和3年 3/11休	午前9時30分~正午、 午後1~4時	

※2日間で1セット、いずれも同じ内容です。

# 小学校の臨時休業などにより、かつしかファ ミリー・サポート・センターを利用した方へ

## 크네 프리스에 누는 마나 무슨 내 利用科を助成しまり



#### 【対象期間】

令和2年4月1日~令和3年3月31日の間で、新型コロナウイルス感 染症拡大防止のため、臨時休業などをした日(施設の休業日を除く) 【助成限度額】 1時間800円(1日6,400円)

おやつ代などの実費は対象外です。

【申請方法】 サポート会員へ利用料を支払った後、申請書類を持参か 郵送。4~7月分の申請期限は9月30日休です。

申請書類など、詳しくは区ホームページをご覧になる か、お問い合わせください。

【申請・担当課】

**〒124 - 8555**葛飾区役所育成課(区役所 4 階401番) **☎**03 - 5654 - 8265



## 令和元年東日本台風(台風19号)の被害を受けた方へ

# 義援金を配分します

東京都、日本赤十字社、共同募金会に寄せられた義援金のう ち、葛飾区に配分された金額2,802,512円を被災世帯に配分

受け取りには、り災証明書が交付されていることが要件と なります。

未交付の方は9月30日例までに申請してください。

【対象】 令和元年東日本台風(台風19号)により、住家(被災 時に対象世帯が居住していた住宅)に被害を受けた世帯

【申請方法】 11月中旬に対象世帯へ申請書類を送付します。

【支給時期】 令和3年3月下旬

【担当課】 ▶り災証明書の申請に関すること 地域振興課 ☎03 - 5654 - 8218

> ▶義援金の支給に関すること 福祉管理課 203 - 5654 - 8244